

阿賀野市告示第17号

阿賀野市地域生活支援拠点等事業実施要綱を次のように定める。

令和6年1月30日

阿賀野市長 田中清善

(趣旨)

第1条 この告示は、障がい者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。）及び障がい児（法第4条第2項に規定する障害児をいう。）（以下、「障がい児者」という。）の重度化、高齢化又はその「親亡き後」を見据え、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目的に、障がい福祉サービス及び相談支援等様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や地域の事業所が機能を分担して支援を行う体制（以下「地域生活支援拠点等」という。）の整備を推進し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービスや相談支援提供体制の整備を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(地域生活支援拠点等の体制及び機能)

第2条 地域生活支援拠点等は次の各号に定める機能を担うものとする。

(1) 相談

障がい特性に対応したサービス利用援助や専門的助言等の相談業務、緊急事態等に必要な支援及びサービスのコーディネートその他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用したサービスの調整や医療機関への連絡等必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場の提供

自立した生活を送るため、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用及び一人暮らしの体験の機会・場の提供等の機能

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者、強度行動障害を有する者及び重度化した障がい者等への専門的な対応を行うことができる人材の確保や養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

地域の社会資源の連携体制の構築及び体制の有効活用のための環境

整備に関する機能

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は阿賀野市（以下「市」という。）とする。ただし、前条各号の機能については、法第29条第1項に基づく指定障害福祉サービス事業者、法第51条の14第1項に基づく指定一般相談支援事業者、法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、児童福祉法第21条の5の3第1項に基づく指定障害児通所支援事業者等と市が機能を分担し、阿賀野市自立支援協議会を活用しながら連携し実施する。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は64歳以下で阿賀野市在住の障がい児者とする。ただし、阿賀野市長（以下「市長」という。）が必要と認めた場合はその限りでない。

(地域生活支援拠点等を実施する事業者の登録等)

第5条 事業者が第2条各号に掲げる機能を担う際は、事前に市に登録するものとし、当該事業者は、地域生活支援拠点等登録申請書（第1号様式）に当該事業者の運営規定（当該事業者が地域生活支援拠点等の機能を担う事業者であることを規定しているもの）を添えて、市長に申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録を決定し、地域生活支援拠点等登録通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録した事業者を阿賀野市地域生活支援拠点等登録事業者リスト（第3号様式）に記載するものとする。

4 地域生活支援拠点等登録事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録にかかる申請事項に変更が生じた際は、変更後速やかに地域生活支援拠点等変更届出書（第4号様式）を市長に届け出なければならない。

5 登録事業者は、当該登録を廃止、休止又は再開をするときは、速やかに地域生活支援拠点の廃止（休止）・再開届出書（第5号様式）を市長に届け出なければならない。

(個人情報の保護)

第6条 登録事業者は、業務上知りえた利用者及び当該利用者の家族等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(登録の取り消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録事業者の登録を取り消すことが出来る。

- (1) 不正な手段により登録を受けたとき。
 - (2) 第2条各号に掲げるいずれの機能も担っていないと判断されたとき。
 - (3) 事業者が法第36条第3項各号又は児童福祉法第21条の5の15第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) その他、登録事業者として適格でないと市長が認めたとき。
- (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は阿賀野市自立支援協議会による協議を踏まえ、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和6年1月30日から施行する。

地域生活支援拠点等登録申請書

年 月 日

阿賀野市長様

所在地
事業者名
代表者名

阿賀野市地域生活支援拠点等の機能を担う事業者として下記のとおり申請します。

事業所の名称	
事業所所在地	
事業所連絡先	電話： FAX： Mail：
事業所番号	
事業種類	
地域生活支援拠点等として担う機能	① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場の提供 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり
担う機能の具体的な内容	

※添付書類：運営規定の写し（地域生活支援拠点等の必要な機能のうち、当該事業所が担う機能を明記しているもの）

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長

地域生活支援拠点等登録通知書

下記の通り、阿賀野市の地域生活支援拠点等事業者として登録致しましたので通知します。

事業所の名称	
事業所所在地	
事業所連絡先	電話： FAX： Mail：
事業所番号	
事業種類	
地域生活支援拠点等として担う機能	① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場の提供 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり
登録年月日	

年 月 日

阿賀野市長 様

届出者 所在地
 事業者名
 代表者名

地域生活支援拠点等の変更届出書

下記の通り、阿賀野市地域生活支援拠点等登録を受けた内容の変更をします
 ので届け出ます。

事業所の名称			
事業所所在地			
事業所連絡先	電話： FAX： Mail：		
事業所番号			
事業種類			
地域生活支援 拠点等として 担う機能のう ち、変更をす るもの	変 更 前	① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場の提供 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり	変 更 後
具体的内容			
変更年月日			

※添付資料：地域生活支援拠点として担う機能に変更となった時は、運営規定の写し（変更後の
 地域生活支援拠点等の必要な機能のうち当該事業所が担う機能を明記しているもの）

年 月 日

阿賀野市長 様

届出者 所在地
 事業者名
 代表者名

地域生活支援拠点等登録の廃止（休止）・再開届出書

下記の通り、阿賀野市の地域生活支援拠点等事業を廃止（休止）・再開しますので届け出します。

届出の種類	<p style="text-align: center;">廃止 ・ 休止 ・ 再開</p> <p style="text-align: center;">※該当するものに○をつけてください</p>
事業所の名称	
事業所所在地	
事業所連絡先	電話： FAX： Mail：
事業所番号	
事業種類	
地域生活支援拠点等として担う機能のうち、廃止（休止）・再開するもの	<input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> 緊急時の受け入れ・対応 <input type="checkbox"/> 体験の機会・場の提供 <input type="checkbox"/> 専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> 地域の体制づくり
廃止（休止）・再開年月日	

※添付資料：再開する場合は運営規定の写し（地域生活支援拠点等の必要な機能のうち、当該事業所が担う機能を明記しているもの）